

長建協発第217号
平成23年 8月8日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業を取り巻く経営環境は、依然として厳しく、資金需要の増大が見込まれる夏期を迎え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業の経営の安定・健全性の確保のため、適正な代金支払等について特段の配慮が必要とされております。

国土交通省では、適正な契約の締結及び代金支払いの適正化、元請下請関係の適正化等について、各種指導等を実施することにより、より一層の推進に努めております。

しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理の一層の徹底が求められております。

このため、同省土地・建設産業局長より、関係法令や指針及び「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」等を遵守するとともに、元請下請取引の一層の適正化と施工管理の一層の徹底に努めるよう、別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。